

緊急事態宣言の発令に伴う基金事務局の対応について

日頃より、当基金の事業運営に格別のご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年1月7日（木）、政府から『緊急事態宣言』が発令されたことを受け、当基金では、「感染拡大の防止」・「感染リスクの低減」・「健康状態、命の保全」の観点から、当分の間、下記のとおり基金事務局の事務処理体制を縮小して対応させていただくこととなりました。

つきましては、実施事業所の事業主の皆様には、ご不便・ご迷惑をお掛けいたしますが、何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. 事務処理体制の縮小期間

令和3年1月18日（月）から当分の間（2月26日までを想定）

2. 事務処理体制縮小等による影響

(1) 各種届書の事務処理について

事業所様から提出を受けた各種届書については、原則、当月中に事務処理を行いますが、届書の受付時期や受付件数によって、翌月処理とさせていただく場合があります。

(2) 連絡窓口等について

基金事務所は平常どおり開所しておりますが、事業所様からの電話やメールによるお問合せの際、電話が繋がりにくくなったり、お待たせする場合があります。

(3) 基金事務所への来所について

各種届書のご提出については、感染拡大防止等の観点から、基金事務所への来所はお控えいただき、できる限り郵送でお願いいたします。

(4) 年金ライフプランセミナーについて

令和3年1月21日（木）及び2月26日（金）については中止とします。なお、3月12日（金）及び3月25日（木）に開催を予定しているセミナーについては、現時点では開催を予定しておりますが、感染状況によっては中止させていただくこともありますので予めお含みおきください。

なお、上記の対応内容に変更があった場合には、随時、基金ホームページでお知らせいたします。

以上